

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年10月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800050号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800008号

第1 結論

昭和48年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月から昭和52年3月まで

私の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたので、請求期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A町(現在は、B町)の国民年金被保険者台帳管理簿・国民年金手帳記号番号払出簿において、請求期間について、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者の国民年金の加入手続は、オンライン記録によると、平成11年6月頃に初めて行われたものと推認されることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であることが確認でき、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母は、既に亡くなっており、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。